

第1節 地球市民として、未来を守る<低炭素社会の構築>

1. 現状と課題

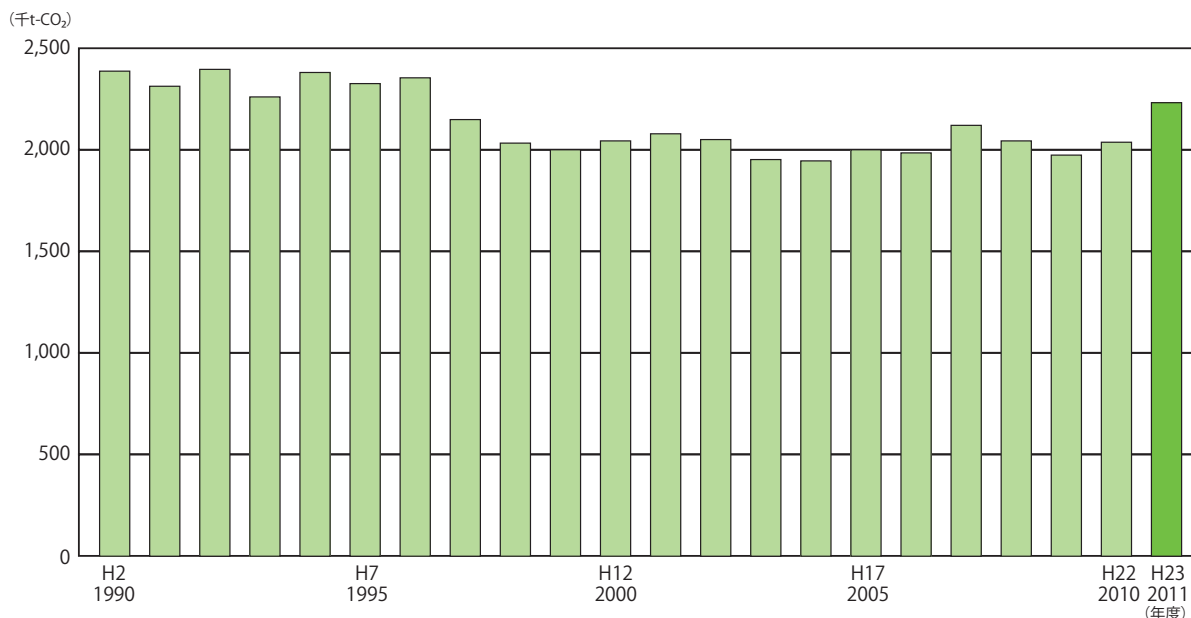
(1) 温室効果ガスの排出

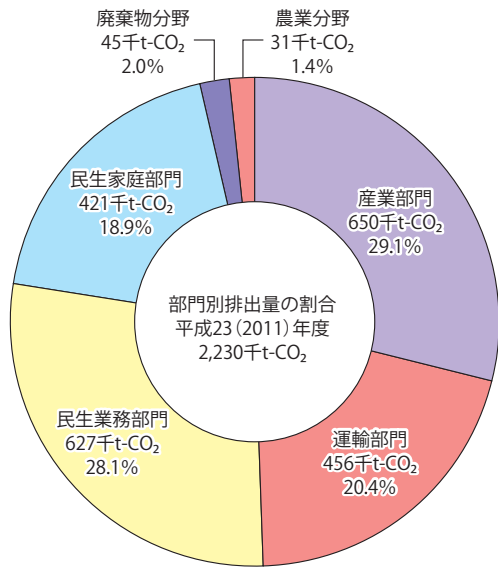
私たちは、エネルギーを消費することによって、二酸化炭素(CO₂)をはじめとする*温室効果ガスを大量に排出しています。

本市の2011年度の排出量は約2,230千* t-CO₂で、*京都議定書の基準年である1990年度よりも約6.7%減少しています。

また、部門別の排出割合は、産業部門が29.1%、民生業務部門が28.1%、運輸部門が20.4%、民生家庭部門が18.9%で、基準年との比較では、民生家庭部門が68.3%、民生業務部門が約51.9%と大幅に増加しています。

久留米市の温室効果ガス総排出量の推移(久留米市調査)





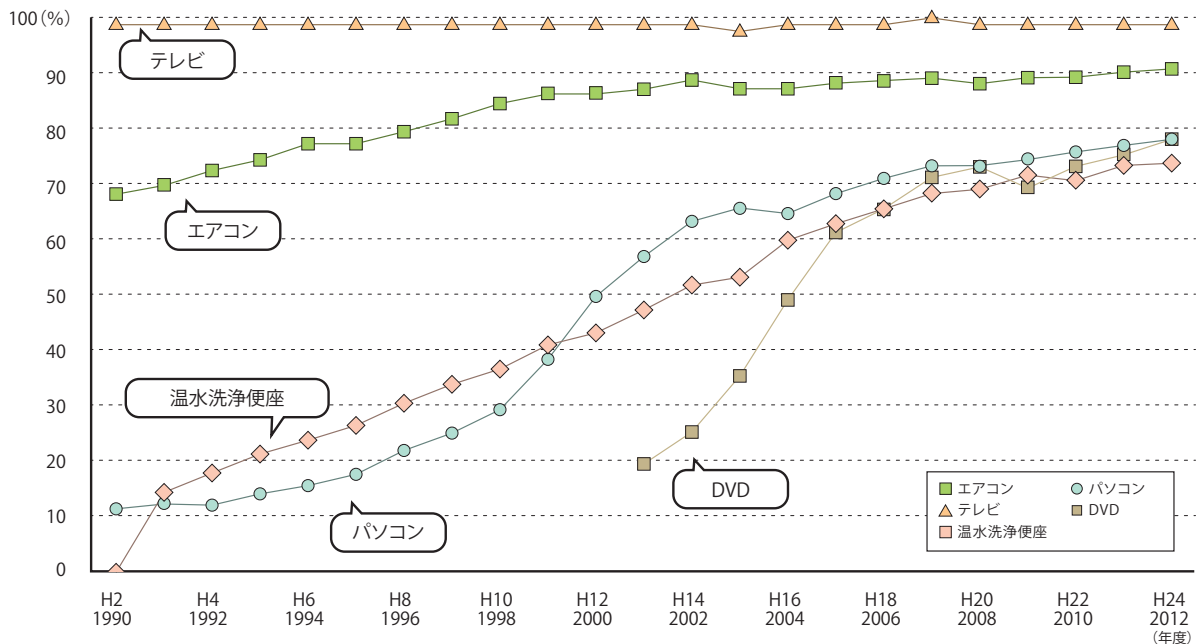
- ・産業部門**
 農林水産業、鉱業、建設業及び製造業に属する法人ないし個人の産業活動に伴うもの(運輸部門に関するものを除く)
- ・運輸部門**
 人・物の輸送及びこれに付帯する業務に伴うもの(自家用自動車等を含む)
- ・民生業務部門**
 産業・運輸部門に属さない企業・法人の活動に伴うもの(運輸部門に関するものを除く)
- ・民生家庭部門**
 世帯の活動に伴うもの(自家用乗用車等運輸部門に関するものを除く)
- ・その他**
 廃棄物分野や農業分野など

(2) エネルギーの消費

私たちは、多くの資源やエネルギーを消費することで快適な生活を維持しています。そのことにより、石油や石炭など、数億年を経過することでできたエネルギー資源を、わずか200～300年で消費し尽くしそうとしており、このままでは将来世代の人たちが生存できる地球環境が失われてしまうおそれがあります。

空調・照明設備・パソコンなどのO A 機器等の増加がエネルギー消費量増加の要因と考えられます。

家庭における家電製品等の普及率の推移



出典：内閣府消費動向調査

どう取り組むか

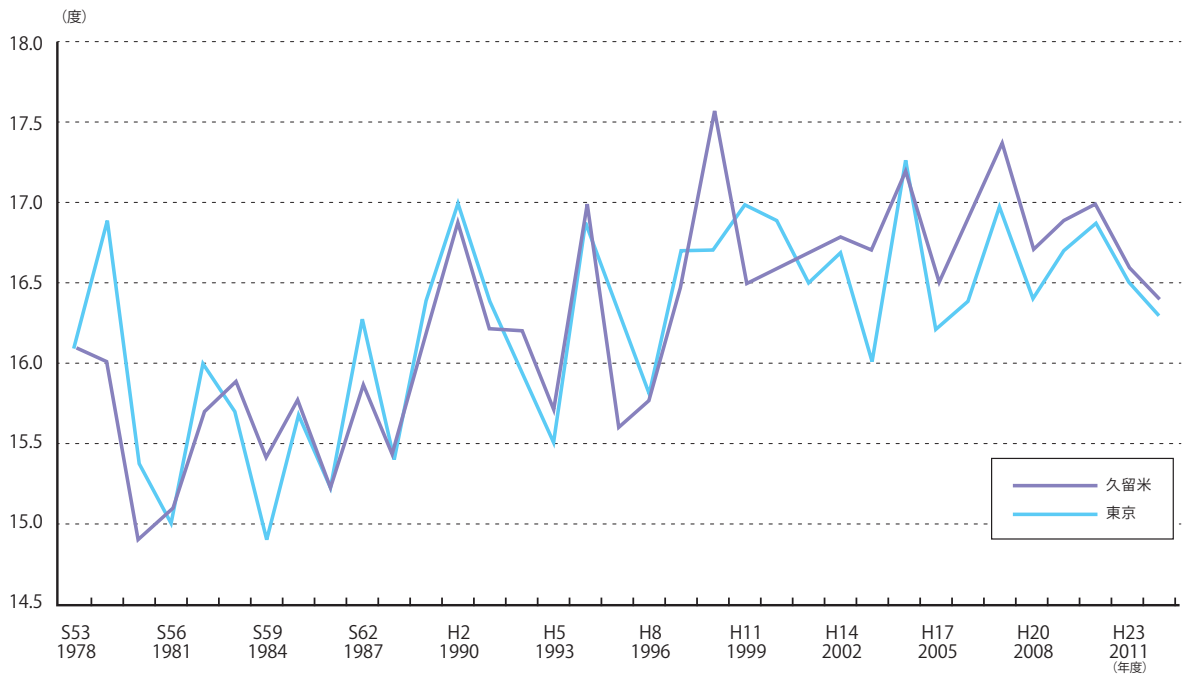
(3) 久留米市における平均気温の変化

*IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第5次報告書によると、陸域と海域を合わせた世界の平均気温は1880年から2012年の間で0.85℃上昇しています。このまま推移すると、今世紀末までに1986年から2005年の平均気温に比べ、0.3～4.8℃上昇すると予測されています。その原因は人間活動による温室効果ガスの排出量の増加である可能性が極めて高いとしています。加えて、都市化の影響による*ヒートアイランド化も気温の上昇に寄与していると考えられます。

また、将来2℃以上気温が上昇すると、生態系や気象などへの影響が大きくなると懸念されています。

久留米市においては、昭和55年から平成24年までの間に平均気温が1.5℃上昇し、各年毎に上下の動きはあるものの、長期的に見て上昇傾向にあります。また、最高気温も上昇しています。

久留米市の年平均気温の年次推移



出典:気象庁

2. 施策の基本的方向

地球環境を守り、持続可能な社会を作っていくために、低炭素社会の構築をめざして、長期的視点で、*コンパクトな都市づくりや*スマート・コミュニティの実現に向けて取り組むとともに、*再生可能エネルギーや*自立分散型のエネルギー・システムの導入を促進していきます。

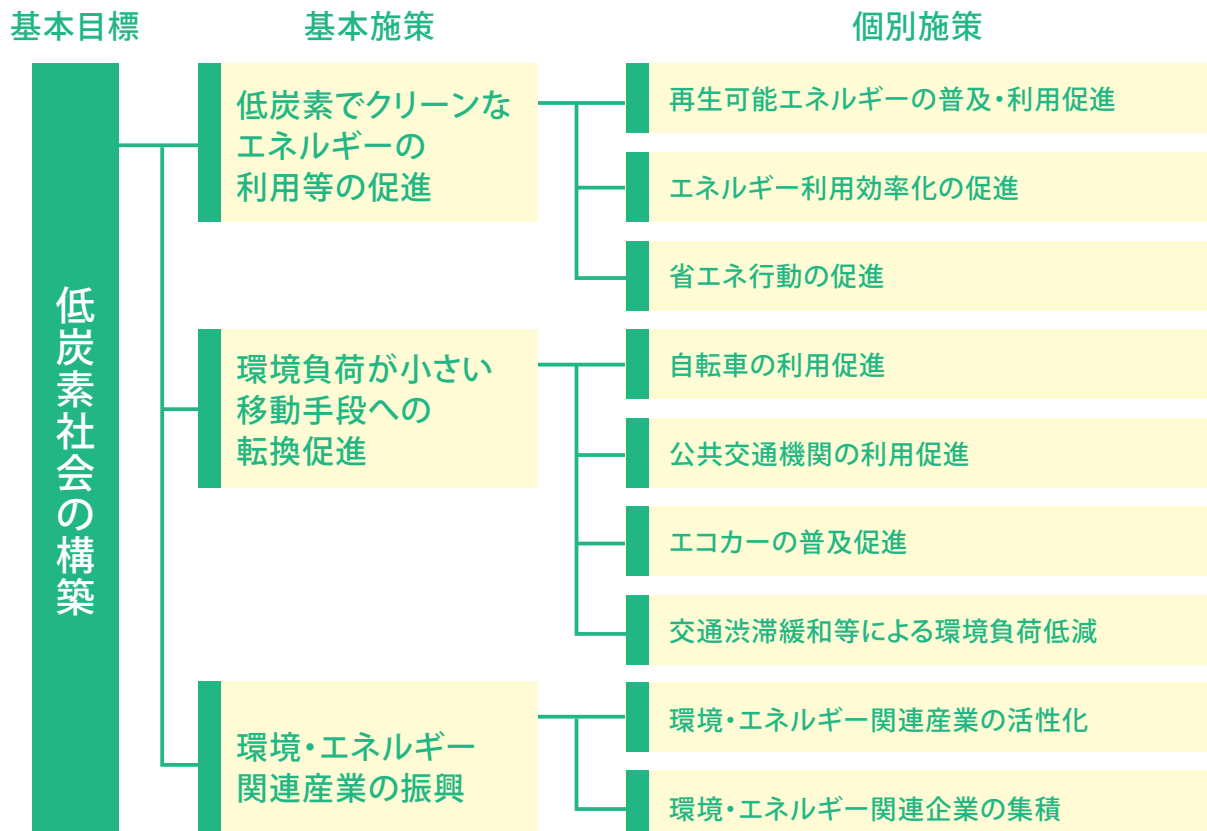
また、短期的・中期的には、エネルギー利用の効率化などに取り組みます。

- 再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、一人ひとりの省エネ行動を基本に、*コージェネレーション機器の導入促進や、建物の省エネルギー化を図るなど、エネルギーの利用効率を高めるための取り組みを進めます。

加えて、温室効果ガスや有害物質の排出が少ないクリーンなエネルギーの割合を高めるなどの取り組みを進めます。

- 自転車・公共交通機関などの利用促進に努めるとともに、FCV（燃料電池自動車）やEV（電気自動車）、HEV（ハイブリッド車）などの環境負荷が小さい次世代自動車への転換を促進します。
- 環境関連技術の開発や商品化を支援するなど、環境・エネルギー関連産業の振興及び環境関連企業の集積に努めます。

3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 低炭素でクリーンなエネルギーの利用等の促進

① 再生可能エネルギーの普及・利用促進

- 再生可能エネルギーを利用した発電システムの普及促進に取り組みます。
- 市有施設等において、太陽光パネルと蓄電池や燃料電池など、身近な場所に設置することができる、災害に強い自立分散型の小規模な発電・蓄電システムの導入を推進します。
- バイオマス資源・ごみ焼却時の熱などの未利用エネルギーの利用促進に取り組みます。



家庭用燃料電池(エネファーム)

② エネルギーの利用効率化の促進

- 天然ガス(LNG)やLPG等を活用したコージェネレーション機器など、自立分散型エネルギーシステムの設置について支援するとともに、普及のための情報提供などに取り組みます。
- 住宅における*HEMSなどの省エネルギー機器設置への支援を実施するとともに、普及のための情報提供などに取り組みます。
- 省エネ化やピーク・カット、ピーク・シフトのための機器や、災害時に電力供給が途絶えた際のエネルギー供給に役立つ機器等について、市有施設に率先して導入します。
- 建物ごとにエネルギーの使用状況を把握することで省エネに役立つエネルギー・マネジメントシステム(EMS)の導入促進に取り組みます。
- 建築物の省エネ性能の向上を図り、新築やリフォームなどの際に、高反射塗料等の断熱性向上に資する製品を利用するなど、省エネを考えた低炭素型の住まいづくりを促進します。

③ 省エネ行動の促進

- *エコアクション21などの*環境マネジメントシステム認証取得の取り組みを支援し、事業者の省エネ活動を促進します。
- 「*くるめエコ・パートナー」制度を活用して、市民・事業者・行政が協働した省エネ・エネルギー利用効率化のための取り組みを進めます。

(2) 環境負荷が小さい移動手段への転換促進

① 自転車の利用促進

- 自転車の利用環境を向上させるため、自転車走行空間や自転車駐輪場の整備・利用促進に取り組みます。
- 自転車運転のマナー向上や交通ルール周知を図ります。
- *コミュニティサイクル事業やイベント開催などの自転車利用促進に取り組みます。
- 市が率先して公用自転車を導入し、公用車の利用抑制に努めます。

② 公共交通機関の利用促進

- 公共交通事業者との連携によるバス路線網の見直しに取り組み、公共交通機関の利便性向上を図り、利用を促進します。
- 公共交通機関を利用するなどの、エコ通勤の普及・啓発に努めます。
- *パーク・アンド・ライドや新交通システムなど、市街地へのマイカー乗り入れ抑制による渋滞緩和・公共交通機関の利用促進策の研究に取り組みます。

③ エコカーの普及促進

- FCV(燃料電池自動車)やEV(電気自動車)、HEV(ハイブリッド車)などの環境負荷が小さい次世代自動車への転換を促進します。
- 「*ふくおかFCVクラブ」の会員として、FCV(燃料電池自動車)の普及に努めます。
- 電気自動車の充電のための、急速充電設備等の導入促進に取り組みます。
- 市の公用車に、環境負荷が小さい自動車を率先して導入します。



電気自動車

④ 交通渋滞緩和等による環境負荷低減

- 道路・交差点の新設・改良などによる渋滞緩和を図り、温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 低炭素型まちづくりの視点に立った交通網の計画的な整備を推進します。

(3) 環境・エネルギー関連産業の振興

① 環境・エネルギー関連産業の活性化

- 環境・エネルギー事業者を対象にしたセミナーや個別相談会の実施、一般事業者を対象にした講演会の開催など、事業者の支援や環境・エネルギー関連産業の裾野の拡大に取り組み、活性化を図ります。
- *オフセット・クレジット制度など、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をオフセット・クレジット(J-VER)として認証する制度の活用促進に努めます。

② 環境・エネルギー関連企業の集積

- アジアを中心に世界で需要拡大が見込まれる環境性能が高い製品の生産・開発拠点の集積を図り、低炭素社会づくりに貢献します。

第2節 「もったいない」の心があふれる暮らし<※循環型社会の構築>

1. 現状と課題

(1) 2R + Rの推進

廃棄物に関するさまざまな問題を解決するには、廃棄物の発生を抑制して、資源が効率良く循環する社会を構築する必要があります。

こうした中、平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、市民、事業者、市の役割が規定されるとともに、市民・事業者の「排出者責任」明確化や、生産者が自ら生産する製品等について、使用から廃棄に至るまで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則が確立されました。

また、平成25年5月に決定した国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」においては、これまでの廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルより優先順位が高い2R（リデュース・リユース）への取り組み強化を進めることが必要であるとされています。

本市では、有料指定袋制度・18種分別収集制度・資源回収奨励制度など、さまざまな3R施策を実施し、成果を上げてきました。

循環型社会の構築をめざして、家庭や事業者のごみ発生抑制と再使用を優先とした上で、再資源化を進めていくことに加え、適正な処理施設を整備し、ごみの適正かつ安定的な処理を推進していく必要があります。

「2R + R」とは？

Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったものを3Rと言います。

2Rとは、3Rのうちリサイクルより優先順位が高いリデュース・リユースの取り組みがより進む社会システムの構築をめざすものです。

(2) 水資源の有効活用

水は、生物が生存する上で、また、快適な生活や事業を営む上で欠かせない資源です。本市は、安定した水（水資源）の供給を実施しています。しかし、都市化等に伴う、水の※かん養機能や浄化機能の低下が懸念されており、健全な水循環を確保するための取り組みが求められています。

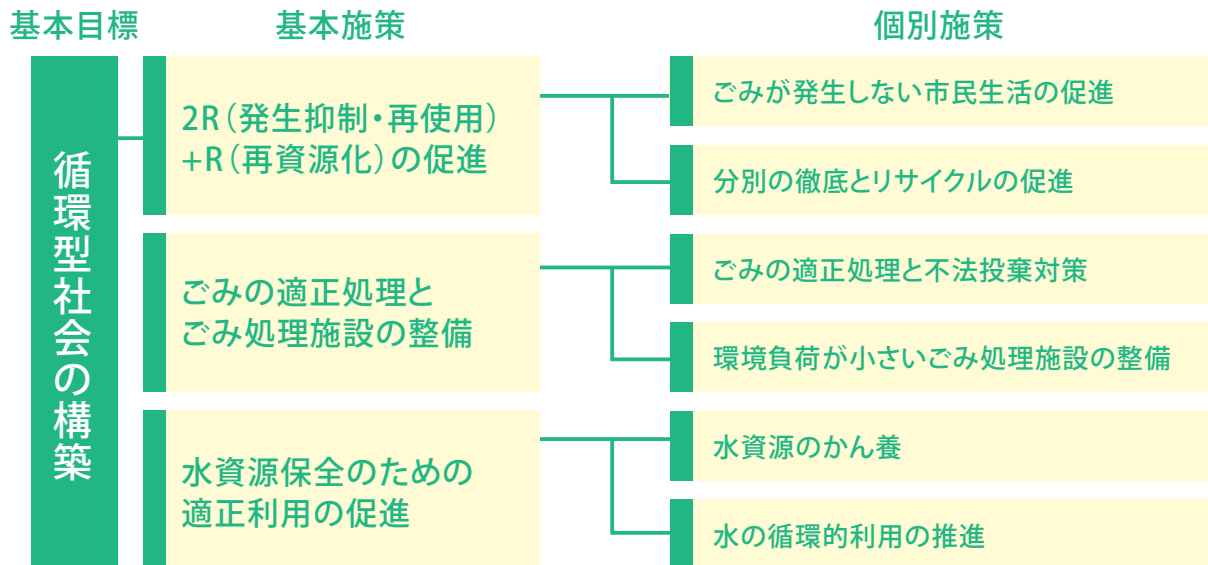
2. 施策の基本的方向

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、私たち一人ひとりが「もったいない」「ごみを出さない」意識を持ち、生活や事業活動の中でごみ減量を実践していくことで、循環型社会の構築をめざします。

また、市民生活に欠かすことができないごみの収集・*中間処理・*最終処分についても、環境への負荷が小さい循環型のごみ処理体制を構築します。

- 市民・事業者・行政が役割に応じて、リデュース・リユース・リサイクルの2R + Rを推進します。特に、最優先であるリデュース（発生抑制）を主としたごみ減量・リサイクル施策を推進していきます。
- ごみ処理施設の整備・改修や、効率的な分別収集・中間処理システムとするなどして、将来にわたって安定したごみ処理体制を構築します。
- 自然が持つ水資源の循環機能を保全するため、地下水のかん養や雨水・*中水の利用、節水に努めるなど、自然の水環境に配慮した施策を行います。

3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 2R(発生抑制・再使用) + R(再資源化)の促進

① ごみが発生しない市民生活の促進

- 「無駄なものを買わない」「使用後に、ごみになる部分が少ないものを買う」「食べ残しをしない」など、ごみを出さない生活スタイルを広報紙・環境学習会・イベント等を通して市民・事業者に提案します。
- マイバッグ・マイはし・マイボトル推進など、「もったいない」の心で、ごみ減量と省エネルギー・省資源を推進する「くるめエコ・パートナー」制度への登録者拡大を図ります。

- 生ごみを減らすため、食べ物を無駄にしない工夫や水切りの徹底などの啓発を行うとともに、各家庭に合った、さまざまな減量・堆肥化手法の紹介と機器の助成を行い、普及促進を図ります。
- 生ごみ堆肥化を指導するアドバイザーを活用し、保育園や学校、地域などでの生ごみの減量と堆肥化を促進します。



保育園での生ごみリサイクル

② 分別の徹底とリサイクルの促進

- 環境衛生連合会及び*分別推進員と協働してごみや資源物の分別徹底とごみ排出の指導に努めます。
- ごみ減量・リサイクルの推進などに努める市民団体の活動を支援し、ごみ減量のリーダーとしての人材育成を図ります。
- 小型家電などに含まれる*レアメタルなどの再資源化について、関係機関と連携し、推進を図ります。
- 廃プラスチック容器の分別や再資源化に関して、経済性や環境負荷などの面から最適な手法を推進していきます。
- リサイクルショップや古紙持ち込み協力店など、民間ルートでのリサイクルを促進します。

(2) ごみの適正処理とごみ処理施設の整備

① ごみの適正処理と不法投棄対策

- 排出された*一般廃棄物について、可能な限り再生使用・再資源化に努めるとともに、再生使用等ができないものについては、焼却処理をする際に*熱回収を行い、適正に処理します。
- 焼却灰のセメント資源化により、最終処分する体積を減らします。
- 的確な監視指導や許認可事務を行い、*産業廃棄物の適正処理を促進します。
- 不法投棄の監視体制を強化して、不法投棄の防止を図るとともに、市民啓発を継続的にを行います。

② 環境負荷が小さいごみ処理施設の整備

- 将来のごみ排出量予測を行い、計画的なごみ処理施設の整備を行っていきます。また、施設整備に当たっては、環境負荷に最大限配慮して進めていきます。
- 宮ノ陣クリーンセンターを整備するとともに、上津クリーンセンターを改修し、南北2か所体制での長期・安定的なごみ処理体制を構築します。
- 資源物等の選別・梱包・保管などを行うリサイクル施設を整備し、効率的な分別収集・中間処理体制を構築します。
- ごみ処理施設等の見学会・研修会などを通して、ごみ処理についての啓発を推進します。

(3) 水資源保全のための適正利用の促進

① 水資源のかん養

○歩道等の*透水性舗装や*雨水浸透施設の設置を推進し、保水力の回復及び地下水のかん養など、自然の水循環の健全化に努めます。

② 水の循環的利用の推進

○公共施設での*節水機器導入や雨水・中水の利用など、水資源の有効活用を図ります。
○広報紙やイベントを通じて節水の意識啓発を図ります。

第3節 自然とふれあい、自然と生きる〈豊かな自然環境の保全と共生〉

1. 現状と課題

(1) 自然と生態系(生物の多様性)

私たちは、生物の多様性がもたらす恵みを享受することで生活しており、生物の多様性は私たちの生活の基盤となっています。

しかし、現在、人間活動により、生物種の絶滅や生態系の破壊、里山等の劣化、外来種流入による生態系への影響等で、生物の多様性の保持が危ぶまれる状況になっています。

本市でも、絶滅危惧種等の貴重な生物や、優れた生態系を有する地域を確認しています。これらの貴重な自然環境・生態系を保全していくことが課題となっています。

(2) 自然環境の公益的機能

森林・農地・河川といった水と緑に恵まれた本市の自然環境は、二酸化炭素の吸収源・水源かん養・多様な生物の生息の場といった公益的な機能を有しており、重要な役割を果たしています。

しかしながら、森林や農地では、荒廃森林や耕作放棄地の増加などがみられ、公益的機能が大きく低下するおそれがあります。

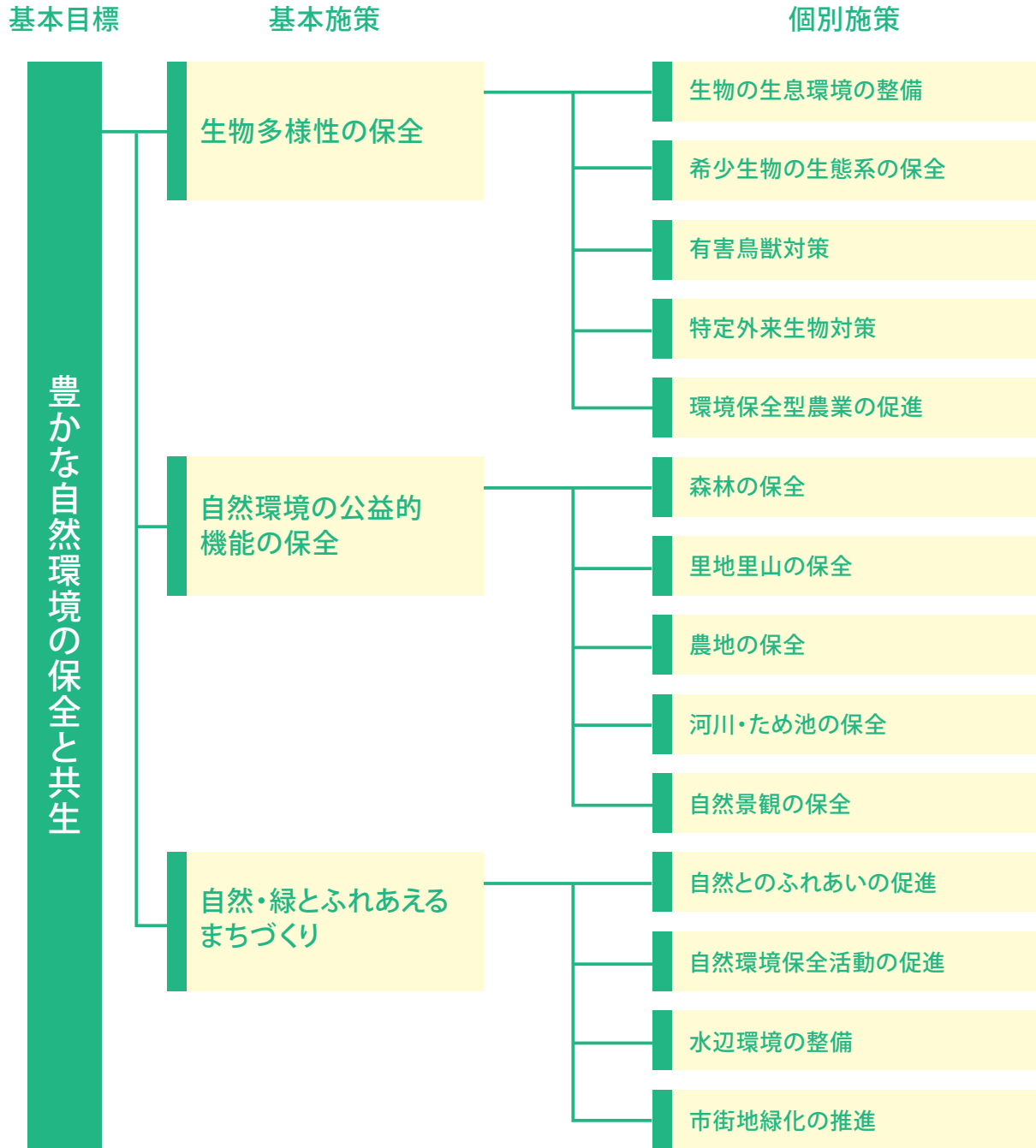
森林・農地が持つ公益的機能を維持するための、管理体制づくりや、環境に配慮した河川の整備などが課題となっています。

2. 施策の基本的方向

生き物にとっての良好な環境が保たれ、豊かでうるおいのある自然環境とふれあえることのできる、人と自然が共生するまちをめざします。

- 生物多様性の意味や価値を社会に浸透させる取り組みを進めるとともに、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を策定して健全な生態系を保全・再生し、生物の多様性を確保します。
- 自然がもつ水資源の循環機能の一部であり、水源かん養などの公益的機能を担う農地や森林、防災上の治水機能を担う、ため池や河川・用排水路の保全に努めるとともに、水と緑にあふれた自然景観の保全に努めます。
- 自然とふれあうことにより自然に対する保全意識を高めるとともに、水辺環境の整備や市街地緑化を進め、自然・緑とふれあえる魅力あるまちづくりに努めます。

3. 施策の体系



どう取り組むか

4. 施策の内容

(1) 生物多様性の保全

「生物多様性地域戦略」を策定して健全な生態系を保全・再生し、生物の多様性を確保します。

① 生物の生息環境の整備

○生物の生息場所である、森林やため池・用排水路・河川などについて環境に配慮した整備を行います。

② 希少生物の生態系の保全

○種の多様性の保全に努めます。
○希少な野生生物の実態把握・保護に努めます。

③ 有害鳥獣対策

○有害鳥獣の分布・活動範囲等を調査し、生態系に配慮した捕獲活動等を進めます。

④ 特定外来生物対策

○生息状況の把握に努めます。
○生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の危険性の周知・啓発を進めます。

⑤ 環境保全型農業の促進

○化学肥料や農薬の使用量低減を促進し、環境負荷が小さい農業の普及を図ります。

(2) 自然環境の公益的機能の保全

① 森林の保全

○二酸化炭素の吸収機能や水源かん養機能を持つ森林を保全するため、間伐などの施策を促進します。

② 里地里山の保全

○中山間地域の持続的な農業生産活動を可能にするため、地域ぐるみで行う農地の保全活動を支援します。
○里地里山の持続的管理のための仕組みや利活用策等を検討し、保全・再生に取り組みます。

③ 農地の保全

○農地の水源かん養機能などの多面的機能を確保するため、地域ぐるみで行う保全活動などを支援します。

④ 河川・ため池の保全

○生物の生息の場を保全する視点から、環境に配慮した河川整備やため池の保全に努めます。

⑤ 自然景観の保全

○良好な自然景観を形成する森林・農地・河川の保全に努めます。

(3) 自然・緑とふれあえるまちづくり

① 自然とのふれあいの促進

○市民参加による環境調査や自然観察会など、自然とのふれあいを促進するための事業を実施します。

② 自然環境保全活動の促進

○自然とのふれあいや環境保全活動を推進するための人材育成等を進めます。

③ 水辺環境の整備

○身近な親水空間として、河川や公園などの水辺環境の保全・創出を進めます。



水辺の自然観察会

④ 市街地緑化の推進

○緑豊かな都市景観やまちなみづくりのため、市民や事業者による緑化活動の支援を行います。

○中心市街地において、市民や事業者との協働による緑化の取り組みを推進します。

第4節 心地よい暮らしを守る<快適な生活環境の保全>

1. 現状と課題

(1) 環境汚染

① 大気汚染

大気汚染物質は全体的に低下または横ばいで推移していますが、*光化学オキシダントや*微小粒子状物質等の濃度は高い状況にあります。

近年、都市部以外の地域でも大気汚染物質の濃度の上昇が見られることから、大陸からの越境汚染の影響が指摘されています。

福岡県は高濃度の光化学オキシダントが観測された場合、注意報を発令します。また、高濃度の微小粒子状物質が観測されると予測される場合、注意喚起を行います。

今後は、大気汚染改善の取り組みとして、大気汚染物質の主要な発生源である事業者への監視・指導を行うとともに、大気汚染の状況について、市民に適切でわかりやすい情報を提供する必要があります。

② 河川の汚濁

河川・ため池等の水質は、公共下水道等の整備や、工場・事業場に対する排水規制により改善されてきています。

一方、下水道等の未整備区域においては、生活排水や規制対象外の小規模事業場からの排水により汚濁が見受けられます。

③ 土壌汚染

本市における土壌汚染については、過去、*特定有害物質を使用していた事業場跡地が土壌汚染に対する*指定区域とされましたが、土地所有者による汚染対策が行われたため指定が解除されています。

④ 騒音・振動

騒音・振動については、用途区分に応じて規制基準が定められており、工場・事業場に対する立ち入り検査により指導を行っています。ただし、規制基準を満たしても不快に感じるなど、「*感覚公害」的な側面があるため、解決が困難なケースもあります。また、自動車騒音については、一部の国道や県道において*環境基準の超過が見られます。

⑤ 近隣公害

身近な環境被害の苦情は、一般家庭等から発生する近隣騒音、家庭でのごみの焼却や悪臭など多岐に渡っており、対応が課題となっています。

⑥ 化学物質による汚染

化学物質を含む製品は、私たちの周りに数多く存在しています。中でも*ダイオキシン類等の有害化学物質は、適切な管理が行われない場合、環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。

市民や事業者に正しい理解、適正使用・管理を促していくための、啓発や指導の充実が求められています。

(2) 都市環境と美化

本市の中心市街地は、緑豊かな都市空間の中に、商業施設、オフィス等が集積しており、賑わいのある景観を形成しています。また、電線地中化等により良好な景観を形成しています。

周辺市街地においては、緑のまちづくりを推進するための緑地協定を締結することなどにより、環境と共生した閑静な潤いのある住居環境が形成されています。

ごみのポイ捨て・不法投棄・放置自転車などの解消に向けては、マナーやモラル向上に、市民一人ひとりが取り組むとともに、あらゆる主体が協働して取り組む必要があります。

(3) 歴史的・文化的都市景観

本市には、筑後国府跡や古墳群などの史跡が数多く残っており、歴史的な地域の特性を表す景観を形成しています。特に、本市は久留米藩の城下町であったことから、久留米城跡や社寺が集積したまちなみなど市街地において独特の景観を形成し、旧街道沿にある草野町周辺には貴重な歴史的まちなみが残っています。

また、青木繁旧居や坂本繁二郎生家は、貴重な歴史的遺産であるとともに、心豊かな地域づくりを進めるため、まちづくりや観光の拠点として活用しています。

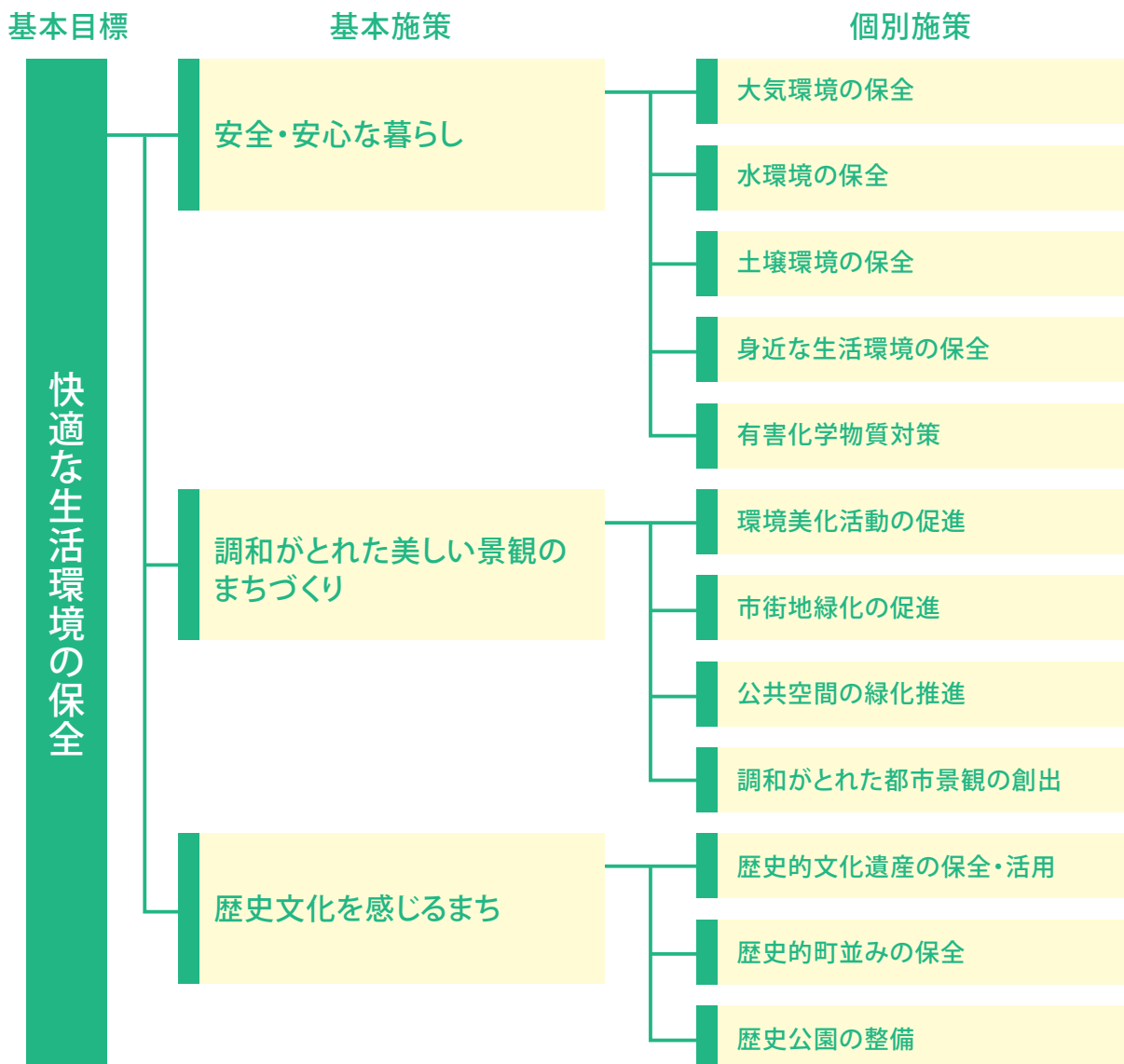
地域の個性を創り出している歴史的・文化的資源を発掘・保存・継承・活用し、市民が歴史・文化とふれあえる場の確保・整備が課題となっています。

2. 施策の基本的方向

市民が健康に暮らせて、水と緑豊かな魅力ある景観や地域の個性をつくり出す歴史的・文化的遺産があり、ゆとりとうるおいを感じるまち、市民が快適な環境の中で暮らすことができるまちをめざします。

- 事業活動や日常生活で発生するさまざまな環境汚染の防止策を進めることにより、市民が安全に安心して暮らせるまちをめざします。
- 市民参加によるまちの美化活動を積極的に進めるとともに、水と緑に囲まれた良好な都市景観と美しい自然景観との調和がとれた景観の保全・創出を進めます。
- 史跡や建造物などの歴史的景観や歴史的文化遺産の保全を図るとともに、歴史公園を整備し、市民の憩いの場として活用を図ります。

3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 安全・安心な暮らし

① 大気環境の保全

- 公共交通機関の利用促進や低公害車の導入促進など、自動車による大気汚染の負荷低減に努めます。
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質等の大気汚染物質を常時監視し、市ホームページ等で市民に適切な情報を提供します。
- 微小粒子状物質の成分を分析し、県と連携して地域の特性に合った削減策を検討していきます。

② 水環境の保全

- 河川や地下水の汚染状況を把握するために調査し、汚染が確認された場合には原因の究明を行い、監視・指導等を行います。
- 公共下水道・農業集落排水・浄化槽等の整備を推進します。
- 工場・事業場による水質汚濁を防止するため、工場や事業場の監視・指導体制の充実を図ります。また、法の規制対象外の小規模事業場に対しては、指導要綱に基づいた指導を行います。

③ 土壌環境の保全

- 土壌汚染のおそれがある場合には、土地所有者等に土壌汚染の調査を行うよう指導します。
- 土壌汚染が発見された際は、拡大防止のために、土地所有者等に対し、適切な措置を行うよう指導します。

④ 身近な生活環境の保全

- 自動車等による騒音・振動の監視測定を実施し、実態を把握し、改善に向けた施策等を実施します。
- 悪臭等の相談について、発生源の調査及び改善指導を行います。また、サービス業などから発生する*複合臭や、*特定悪臭物質以外の臭気に対応する為、臭気指数規制の導入についての検討を行います。
- 周辺地域の生活環境に影響を与える野外でのごみの焼却をしないよう、啓発を行っていきます。

⑤ 有害化学物質対策

- ダイオキシン類については、実態を把握するため、大気や河川などの一般環境中のダイオキシン類の調査を行うとともに、工場・事業場への立ち入り調査などを実施し、適切な監視・指導を行っていきます。

(2) 調和がとれた美しい景観のまちづくり

① 環境美化活動の促進

- 市民や事業者との協働による美化の取り組みである「くるめクリーンパートナー」制度の充実を図り、清潔で快適なまちづくりに向けた啓発を行います。
- 市民との協働による一斉清掃などの環境美化活動を進めます。



くるめクリーンパートナー活動

② 市街地緑化の促進

- 緑豊かな都市景観やまちなみづくりのため、市民・事業者による緑化活動の支援などの措置を講じます。

③ 公共空間の緑化推進

- 市が率先して、管理する公共施設等での緑化に努めます。

④ 調和がとれた都市景観の創出

- 都市河川や街路樹、都市公園等を活用した、調和がとれた魅力ある都市空間を創出します。

(3) 歴史文化を感じるまち

① 歴史的文化遺産の保全・活用

- 史跡や建造物などの歴史的文化遺産や歴史的景観の保全に努めるとともに、地域の特性を生かした整備・活用を図ります。

② 歴史的町並みの保全

- 伝統ある町並みの保存・活用を図ります。

③ 歴史公園の整備

- 史跡・天然記念物等の環境整備を行い、地域の個性ある歴史公園の整備・活用を行います。



坂本繁二郎生家



おおし歴史公園

第5節 みんなで考え、行動する〈市民環境意識の向上と協働の推進〉

1. 現状と課題

(1) 環境啓発

地球温暖化に象徴される今日の環境問題は、市民の生活スタイルや事業者の行動様式に深く関わっています。そのため、環境教育・環境学習の果たす役割はこれまでに増して重要なものになっています。

小中学生を対象とした取り組みとしては、小学4年生に環境副読本「みんなでリサイクル」を配布しているほか、「*学校版環境ISO」を小中学校全校に導入し、学校ぐるみで環境に配慮した学校生活を継続してきました。

このような中、国は平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改正し、環境保全活動を推進するためには環境教育が重要であるという従来の基本理念に加え、協働による取り組みの重要性を明記しました。

今後とも、持続可能な地域づくりに向けて、次代を担う子ども達に対する体験学習の実践や学ぶ機会の提供とともに、さらに環境教育を行うことができる人材づくりに取り組むことが重要です。

(2) 市民の取り組み

平成26年度市民意識調査では、6割以上の市民が環境を守るために「ごみ分別の徹底」「節電や節水」を実践しているとなっています。

一方、「環境に関する学習会への参加」は1.0%、「くるめエコ・パートナーへの登録」は2.2%、「環境美化などのボランティア活動」は4.7%など、市民の積極的な関与が必要とされる活動を実践している人は少ないという結果になっています。

また、環境に関する活動に参加しやすくするために必要なこととして、「フリーペーパーや新聞などで情報が得られること」が多く求められています。また、「一緒に環境問題に取り組む仲間がいること」「子どもも一緒に実践できる取り組み」なども求められています。

(3) 事業者の取り組み

環境に配慮した活動の促進を図るため、市が、率先してエコ・オフィス活動などに取り組む「久留米市役所版環境マネジメントシステム」を実施してきました。また、事業者における環境マネジメントシステム(エコアクション21)の導入促進に取り組んできました。

平成22年事業所アンケート調査では、積極的な環境保全に関する取り組みが見られる反面、取り組みの推進に関する課題として、高コストをあげる事業所が最も多い結果となりました。そのため、行政に対して、環境保全活動に対する財政的な支援、取り組みの支援が求められています。

(4) 市民・事業者との協働

近年、市民・事業者及び地域コミュニティなどのまちづくり活動への関心が高まり、ボランティア活動やまちづくりへの参加が活発に行われています。市民・事業者・行政が協働して公共施設の美化に取り組む「くるめクリーンパートナー」制度には、多くの市民が参加し、本市の美観の保持に大きく貢献しています。

また、ごみ減量リサイクル、省エネ・省資源活動を市民・事業者・行政が協働して推進する、「くるめエコ・パートナー」制度を実施しています。

さらに、事業者が環境配慮活動を行い、市が支援等をする仕組みである「環境共生都市づくり協定」の締結を推進しています。

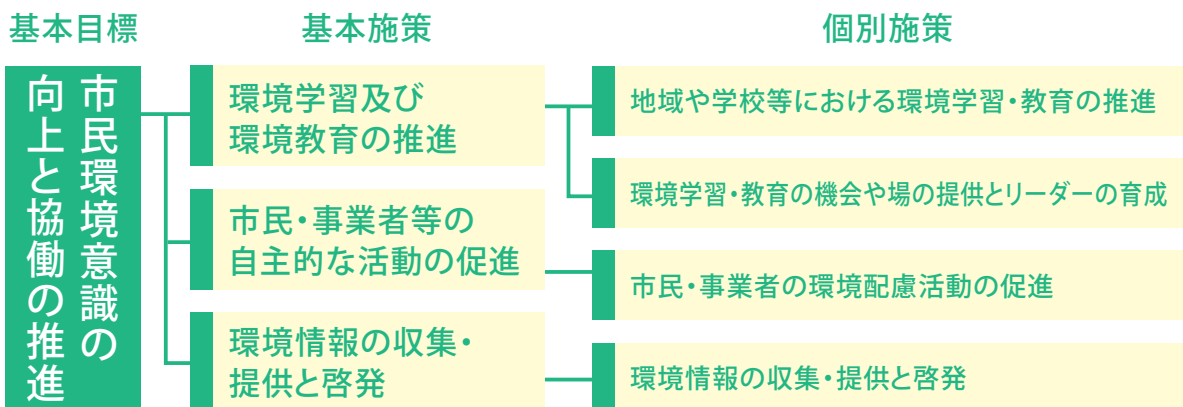
2. 施策の基本的方向

環境学習・教育に関する施策を実施することにより、市民・事業者が環境問題に対する十分な知識を持ち、自主的に環境配慮活動を実践できるよう取り組みます。

更には、各主体が主体的に、また、協働して積極的に環境配慮活動に取り組むまちをめざします。

- 子どもから高齢者までのあらゆる世代が、環境について自ら学ぶための機会と場を提供します。また、学校教育や社会教育現場での環境教育の支援に努めるとともに、環境配慮活動の輪を広げて行くためのリーダーの育成に取り組みます。
- 市民や事業者などの主体的な環境配慮活動を促進するために、制度の充実や支援に取り組むとともに、環境関連サークル等が活動する機会と場の提供に努めます。

3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 環境学習及び環境教育の推進

① 地域や学校等における環境学習・教育の推進

- 環境について、自ら学ぶ契機としてもらうために、市民・事業者を対象とする環境に関する講座やイベントを実施します。
- 地球環境やエネルギー等の分野について、次代を担う子ども達を対象とした教育を推進します。
- 学校教育現場における環境教育の促進のため、学校版環境ISOの活動支援や環境教育についての副読本の作成などに取り組みます。



環境教室

② 環境学習・教育の機会や場の提供とリーダーの育成

- 環境学習の拠点となる場を整備するとともに、その活用にあたっては、教育機関等との連携を図ります。
- 宮ノ陣クリーンセンター等で環境学習会や施設見学を行うなど、自ら環境について学ぶ機会と場の提供に努めます。
- 環境関連サークル等の活動を促進するために、必要に応じて運営のアドバイスや活動の場の提供などに取り組みます。
- 身近な人や地域などに、環境について学んだことを広げることができる人材の育成に取り組みます。

(2) 市民・事業者等の自主的な活動の促進

① 市民・事業者等の環境配慮活動の促進

- 「くるめエコ・パートナー」制度の充実を図り、市民・事業者・行政が協働して環境配慮活動を推進します。
- 市民と市の協働でまちの美化を進める、「くるめクリーンパートナー」制度の充実を図り、より清潔で快適なまちづくりに取り組みます。
- 事業者は環境配慮活動を行い、市は支援や助成に関する情報等を提供し、協働して環境保全に取り組むための仕組みである、「環境共生都市づくり協定」の締結を推進します。
- 事業者の環境配慮活動を促進するための仕組みである、「エコアクション21」について、認証取得の支援や助成を実施します。
- 地球環境問題の解決に資する環境・エネルギー産業を振興するため、事業者への支援や同産業の裾野の拡大に努めます。

(3) 環境情報の収集・提供と啓発

① 環境情報の収集・提供と啓発

○環境問題の現状や環境配慮活動に関する情報、市民団体等の環境活動に関する情報を収集し、広報くるとめや市ホームページ等、さまざまな媒体を用いて提供するなど啓発に努めます。



くるめ環境フェア(ステージイベント)

○「環境フェア」や「サンデーサイクル」等で、環境情報の提供を行うなど、啓発に努めます。

○各種イベントを環境に配慮したものにするため、市民・事業者に対するエコイベントマニュアルの周知に努めるなどの啓発を行います。

○市民・事業者が、「環境影響評価」を行うために必要とする市内の環境関連の基礎情報などを整理し、提供します。

「くるめクリーンパートナー」とは

公共施設の環境美化ボランティア制度です。個人や企業等の活動希望者は、道路・公園・河川などの公共施設の中から活動範囲を決めて、くるめクリーンパートナーに登録し、定期的に清掃等の美化活動を行います。



「環境共生都市づくり協定」とは

環境に配慮した取り組みを、それぞれの企業に合った内容で実践してもらい、省エネルギーや廃棄物削減及び緑化を進めていくためのものです。協定を締結した企業は、環境負荷を減らすための計画を作り、事業活動を行う中で、計画に沿った取り組みを実践します。

「エコイベントマニュアル」とは

市内で開催されるイベントにおいて、公共交通機関を利用した来場や、「マイ箸やマイバッグ持参」等、環境に配慮した取り組みを実践していただくために作成したマニュアルです。